

# 三池港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成25年8月

三池港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 7月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2
港湾の効率的な運営に関する事項	3
その他重要事項	3
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	3

## 変更理由

内港北地区において、埠頭用地の不足に対応するため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

三池港において、港湾の効率的な運営に関する事項及びその他港湾の開発、利用及び保全に関する事項を追加する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

埠頭用地の不足に対応するために、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]	
内港北地区	
埠頭用地	11ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち4ha既設、6ha既定計画) [既定計画の変更計画]
既定計画	埠頭用地 10ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち4ha既設)

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、土地の有効活用を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

単位:ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	計
内港北地区	( 11 ) 11	( 36 ) 36	( )	( 100 ) 100	( 7 ) 7	( )	( 3 ) 3	( 157 ) 157

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 港湾の効率的な運営に関する事項

三池港において、港湾の利便性やサービスの向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

## その他重要事項

### 1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

#### 1-1 産業遺産の保全

三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める。